
川崎銀柳街 出店説明マニュアル

出店にあたっては、以下の法令等を遵守してください。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(略称 風営法)

風営法に基づく許可申請が必要な用途の場合、行政による各種手続きの事前に、組合に届出の上、協議を行ってください。

2. 川崎市屋外広告物条例

- ・建物の壁面を利用して屋外広告物等を設置する場合、新設又は取り換えに限らず、「川崎市屋外広告物条例」を遵守したものとしてください。
- ・屋外広告物等のデザインは、著しく華美な色彩・装飾や、激しく点滅する装置類、大型の映像装置類等の使用は避けてください。

屋外広告物等を設置する際、必ず事前に、計画図面等を建物オーナー及び組合に届出の上、協議を行ってください。

3. 道路交通法・屋外広告物法

- ・商品の陳列や置き看板・のぼり等の設置は、自店舗の敷地内で行ってください。

道路内にこれらを置くことは、「道路交通法」における「交通の妨害」行為であるとともに、「屋外広告物法」に基づく「違反」行為として除却等の対象となります。道路の適正利用については、近隣商店街と警察の協働による定期的なパトロールも行っています。

4. 神奈川県迷惑行為防止条例・川崎市客引き行為等の防止に関する条例

- ・道路等の公共の場所において、不当な客引きや迷惑ビラの配布等の行為は、「神奈川県迷惑行為防止条例」「川崎市客引き行為等の防止に関する条例」によって禁止されています。

道路に向けて大音量で音を流す、又は客引きのために大声を張り上げる等の行為は、極力控えてください。その目安は、組合による街内放送を妨げない範囲とします。

5. 神奈川県商店街活性化条例

「神奈川県商店街活性化条例」に基づき、組合への加入及び組合が実施する商店街の活性化を図るための事業または地域貢献等の取組に積極的に参加・協力(組合への入会)するとともに、応分の負担(会費の納入)をお願い致します。

その他、営業行為等に関わる各種ルールについては、
「川崎銀柳街 街づくりルール」を参照してください。